

# 定 款

大興電子通信株式会社

## 定 款 目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	株 式	1
第 3 章	株 主 総 会	2
第 4 章	取締役および取締役会	3
第 5 章	監査等委員会	5
第 6 章	会計監査人	6
第 7 章	計 算	7

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

当会社は大興電子通信株式会社と称し、英文では  
DAIKO DENSHI TSUSHIN, LTD. と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報処理機器の販売、施工および保守
- (2) コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸および保守
- (3) 情報システムの設計、開発、保守、運営管理およびコンサルティング
- (4) 通信システム、情報ネットワークシステムの販売、設計、施工、保守  
およびコンサルティング
- (5) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
- (6) 電気通信工事、電気工事、管工事、内装仕上工事、消防施設工事等各  
種工事に関する設計、監理、施工、保守およびコンサルティング
- (7) ビルメンテナンス業
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 不動産の賃貸および管理
- (10) 古物の売買
- (11) 前記各号に付帯する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、東京都に  
おいて発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、47,900,000株とする。

### 第6条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得するこ

とができる。

#### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

#### 第9条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

#### 第10条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

#### 第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使すべき株主または登録株式質権者とみなすことができる。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集時期）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

### 第13条（招集権者および議長）

- 株主総会は、取締役会の決議にもとづき招集する。
2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれにあたる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

### 第14条（電子提供措置等）

- 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第15条（決議の方法）

- 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第16条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第17条（株主総会の議事録）

- 株主総会の議事録には、議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

## 第19条（取締役の員数）

- 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内を置く。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上を置く。

## 第20条（取締役の選任）

- 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

## 第21条（取締役の任期）

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  3. 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

## 第22条（代表取締役および役付取締役）

- 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
  3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

## 第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第24条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第25条（取締役会の招集手続き）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

## 第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は議決に加わることができない。

## 第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

## 第28条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。

## 第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

## 第30条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

### 第31条（監査等委員会の設置）

当会社は監査等委員会を置く。

### 第32条（常勤監査役）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第33条（監査等委員会の招集手続き）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第34条（監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、法令および「監査等委員会規程」に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### 第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査等委員会の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。

### 第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。

## 第6章 会計監査人

### 第37条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

### 第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第42条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

### 第43条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金といふ。）をすることができる。

### 第44条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金、中間配当金またはその他の分配金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 期末配当金、中間配当金およびその他の分配金には利息を付けない。

### 附 則（社外監査役の責任免除に関する経過措置）

第68回定期株主総会終結前に生じた社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定期株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

### 2.（株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置）

- (1) 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- (3) 本附則第2項は、施行日から6か月を経過した日または前号の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和28年12月1日 制 定

昭和31年3月23日 改 正

昭和31年10月 1 日	改	正
昭和32年 8 月 16 日	改	正
昭和33年 8 月 20 日	改	正
昭和37年 8 月 29 日	改	正
昭和38年 8 月 30 日	改	正
昭和39年 8 月 29 日	改	正
昭和40年 5 月 27 日	改	正
昭和40年10月 21 日	改	正
昭和44年 5 月 26 日	改	正
昭和45年 5 月 28 日	改	正
昭和48年 5 月 29 日	改	正
昭和49年 1 月 1 日	改	正
昭和50年 5 月 27 日	改	正
昭和52年 6 月 23 日	改	正
昭和54年 6 月 29 日	改	正
昭和56年 6 月 23 日	改	正
昭和57年 6 月 24 日	改	正
昭和58年 6 月 27 日	改	正
昭和60年 6 月 28 日	改	正
昭和61年 6 月 27 日	改	正
昭和63年 6 月 29 日	改	正
平成元年 6 月 29 日	改	正
平成 3 年 6 月 27 日	改	正
平成 6 年 6 月 29 日	改	正
平成 8 年 6 月 27 日	改	正
平成10年 6 月 26 日	改	正
平成14年 6 月 27 日	改	正
平成15年 6 月 26 日	改	正
平成16年 6 月 25 日	改	正
平成17年 6 月 24 日	改	正
平成18年 6 月 27 日	改	正
平成19年 6 月 27 日	改	正
平成21年 6 月 26 日	改	正
平成27年 6 月 26 日	改	正
平成30年 4 月 1 日	改	正
平成30年 6 月 22 日	改	正
令和 3 年 6 月 25 日	改	正
令和 4 年 6 月 24 日	改	正